

町職員の給与などを公表します

町の職員の給与などの状況についてお知らせします。詳細につきましては、4月下旬から町ホームページ (<http://webtown.nagayo.jp>) でご覧いただけます。

問 総務課 ☎801-5781

1. 人件費の状況 (普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度の人件費率
42,673人	12,667,482千円	567,901千円	1,496,920千円	11.8%	12.4%

2. 職員給与費の状況 (普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人あたり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
183人	627,414千円	134,546千円	238,085千円	1,000,045千円	5,465千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれません。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の普通会計に属する人員です。

3. 職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	293,200円	39歳

(注) 一般行政職の職員とは、一般事務職、建設や土木の技術職などをいいます。保健師、保育士などは含まれません。

4. 職員の初任給の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	初任給	採用後2年後の給料額
大学卒	178,200円	191,700円
高校卒	146,100円	155,800円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	282,100円	333,600円	368,200円

6. 一般行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在)

級	標準的な職務	職員数	構成比
1	主事	18人	11.7%
2	主事	26人	16.9%
3	主査、主任	37人	24.0%
4	係長、上級主査	22人	14.3%
5	参事、課長補佐、副参事	25人	16.2%
6	課長及び課長相当職	17人	11.0%
7	部長及び部長相当職	9人	5.9%
合計		154人	100.0%

7. 職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

(1) 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分	0.850月分	2.075月分
12月期	1.375月分	0.850月分	2.225月分
計	2.60月分	1.70月分	4.30月分

職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

(2) 退職手当

区分	自己都合退職	勤奨・定年退職
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分

役職に応じた調整額の加算あり

(3) 扶養・住居・通勤手当 (平成29年4月1日現在)

区分	内容	金額
扶養手当	・配偶者 ・扶養親族 ○子 8,000円 ※ただし、配偶者がいない場合にあつては、1人目に限り、10,000円 ○子以外 6,500円 ※ただし、配偶者及び扶養親族の子がない場合にあつては、1人目に限り、9,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にいる子 1人につき、5,000円加算	10,000円
住居手当	・借家、借間 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃額に応じて月額27,000円を限度に支給	
通勤手当	・交通機関などの利用者(2km以上) 長期定期券の価額を一括して支給 1か月あたり最高 55,000円 ・自動車などの利用者(2km以上) 距離に応じて最高 31,600円	

8. 特別職の報酬の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
給料	町長 857,000円	6月期 1.450月分 12月期 1.650月分 計 3.10月分
	副町長 691,000円	
	教育長 651,000円	
報酬	議長 343,000円	
	副議長 285,000円	
	委員長 271,000円	
	議員 258,000円	

9. 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数 (再任用増時 勤務職員を含む)		対前年 増減数	再任用増時 勤務職員 平成29年	主な増減理由
		平成28年	平成29年			
一般行政部門	議会	4人	4人	0人	0人	
	総務	55人	55人	0人	2人	
	税務	19人	20人	1人	0人	勤務条件の改善
	民生	32人	32人	0人	2人	
	衛生	18人	19人	1人	3人	健康事業の拡充
	農林水産	9人	10人	1人	1人	農林水産事業の充実
	商工	2人	2人	0人	0人	
	土木	20人	19人	△1人	1人	業務の整理合理化
	小計	159人	161人	2人	9人	
	特別行政部門	教育	24人	23人	△1人	4人
小計	24人	23人	△1人	4人		
公営企業等 会計部門	水道	15人	15人	0人	0人	
	下水道	9人	8人	△1人	0人	人員配置の見直し
	その他	21人	21人	0人	1人	
	小計	45人	44人	△1人	1人	
合計		228人	228人	0人	14人	

※再任用短時間勤務職員については職員数に入っていません。

愛犬登録と狂犬病予防注射の巡回を行います

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

狂犬病予防法により、生後91日以上の全ての犬は、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。例外規定はありません。

集合注射お知らせのハガキ送付と提出について

登録済みの方には、ハガキで登録犬証明証を送付します。集合注射を受ける時には必ずハガキを持参し、受付係員に提出してください。

登録上の変更届け

住所変更・犬の死亡・飼い主の変更などがある場合には、届出が必要です。

その他

- ・鑑札と注射票は、犬の首輪にしっかり付けてください(迷子防止になります)
- ・注射済の門標シールは戸口に貼ってください。
- ・町外から転入された場合は、前自治体の鑑札を持参してください。
- ・犬が行方不明になった場合は、役場にお問い合わせください。

狂犬病予防注射を受ける時の諸注意

- ・犬をコントロールできる人が連れてきてください。
- ・汚物を処理するものをご用意ください。
- ・逃げる可能性があるため、首輪はいつもよりきつく締めてください。
- ・必ず引き綱(リード)をつけてください。
- ・注射を受ける前に、犬の健康状態をチェックしハガキに記載されている問診票にご記入ください。
- ・高齢犬や健康状態に不安がある場合は、事前に獣医師へご相談ください。
- ・釣り銭のないようお願いします。

料金

- ① 予防注射手数料 …… 2,700円/頭
 - ② 注射済票交付手数料 …… 550円/頭
 - ③ 登録手数料 …… 3,000円/頭
 - ◆ 登録済の犬 ①+②の金額 …… 3,250円/1頭
 - ◆ 未登録犬 ①+②+③の金額 6,250円/1頭
- ※巡回期間中に注射や登録ができない方は、最寄りの動物病院で注射を受け、役場で鑑札・注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射巡回予定表

4月24日※		4月25日※		4月26日※	
場所	時間	場所	時間	場所	時間
本川内郷農村青年の家	9:20 ~ 9:40	上長与地区公民館	9:20 ~ 10:00	潮井崎公園	9:20 ~ 9:30
緑ヶ丘団地集会所	10:00 ~ 10:20	ニュータウン中央公園	10:15 ~ 10:45	第1分団消防格納庫前	9:45 ~ 10:05
八反田公園	10:40 ~ 11:05	ニュータウン西区公民館前	11:00 ~ 11:15	舟津公民館	10:20 ~ 10:30
二日間公園	11:25 ~ 11:50	辻後自主防災センター	11:35 ~ 11:50	尻無川公園	10:45 ~ 11:05
道の尾防災センター	13:30 ~ 13:45	サニータウン南公民館	13:10 ~ 13:40	長与町役場第3駐車場	11:20 ~ 11:50
丸尾公園(百合野第2)	14:00 ~ 14:15	くちなし公園(まなび野西)	13:50 ~ 14:05		
高田地区公民館前(高田小北側)	14:30 ~ 14:45	青葉台中央公園	14:15 ~ 14:40		
西高田自主防災センター	14:55 ~ 15:15	南陽台中央公園下	14:50 ~ 15:15		



児童手当について

問 こども政策課子育て支援係 ☎801-5886

新年度に向けてご注意ください!!

~次に該当される方は、こども政策課で手続きが必要です~

現在	受給者の異動	手当の受給の異動	役場への提出書類	必要なもの
公務員以外の受給者 (長与町から受給している)	受給者が公務員になる	職場からの受給へ変更	・児童手当消滅届	・印鑑 ・新しい健康保険証(父母分)
	長与町外に転出する	転出先の市町村からの受給へ変更	・児童手当消滅届	・印鑑
公務員の受給者 (職場から受給している)	受給者が公務員ではなくなる	長与町からの受給へ変更	・児童手当認定請求書	・印鑑 ・新しい健康保険証(父母分) ・受給者名義の預金通帳 ・マイナンバー(通知)カード(父母分)

その他、必要に応じて補足書類の提出を求められることがあります。

- ・受給者と児童が別居する場合(単身赴任をする、離婚を考えている、児童が学校の寮に入るなど)は、こども政策課までお問い合わせください。
- ・異動が発生した日から**15日以内に手続きをしなかった場合、手当が支給されない期間が発生する場合があります**ので、くれぐれもご注意ください!